令和八年　藤崎町議会　決算特別委員会会議録（第二号）

令和八年九月十日（木曜日）

出席委員（十二名）

委員長	相坂　清志		
副委員長	千葉　孝蔵		
委員	榊　孝雄	稲葉　由美	
	石澤　貴幸	三上　道人	
	五十嵐　忍	奈良岡　文英	
	小野　稔	相馬　勝治	
	浅利　直志	奈良　完治	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	栁内　伸治
副町長	三上　孝之

総務課長選管事務局長併任	鳴　海　浩　司
財　政　課　長	石　澤　岩　博
経営戦略課長	三　浦　良　彦
税　務　課　長	佐　藤　　健
住　民　課　長	境　　輝　幸
福　祉　課　長	佐々木　　渉
農政課長農委事務局長併任	水　谷　圭　希
建　設　課　長	小笠原　　明
上下水道課長	佐　藤　康　文
会計管理者・会計課長	桂　　航一郎
監　査　委　員	福　士　竹　志
選管委員長	加　福　孝　二
農業委員会会長	安　原　義太郎
教　育　長	小山内　宏　太
学　務　課　長	成　田　康　治
生涯学習課長	石　井　　孝
学校給食センター所長	久保田　育　子

事務局職員出席者

事務局長		木村文徳
係長		大崎光喜

審査日程

議案第六十号　令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十一号　令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十二号　令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十三号　令和七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十四号　令和七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日　　令和八年九月十日　　開　議　午前十時

○委員長（相坂清志君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十二名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件をはじめとし、全部で五件を審査する予定であります。

各事業会計について歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

おはようございます。

それでは、議案第六十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和七年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百四十四ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の区分一の歳入総額は十六億八千六百三十三万六千四円、二の歳出総額は十六億二千五百四十六万六千九百二十六円となり、三の歳入歳出差引額並びに、五の実質収支額については、六千八十六万九千七十八円となったものであります。このうち、三千二百万円を財政調整基金へ繰り入れ、残りの二千八百八十六万九千七十八円は

翌年度へ繰越しするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百十八ページをご覧ください。

歳入についてでありますが、第一款国民健康保険税第一項第一目一般被保険者特別徴収国民健康保険税の収入済額は三千二百十二万八千円、第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税が三億六千六百一万千九十一円となり、このうち、現年度課税分の収入済額は三億八千四十四万六千円余りで、収納率は九五・一％となったものであります。

二百二十ページをご覧ください。

第四款県支出金第一項県負担金第一目保険給付費等交付金の収入済額は十億六千三百三十一万円余りで、保険給付の実績に応じて交付された普通交付金であります。

第二項県補助金第一目保険給付費等交付金の収入済額は五千百九十七万円余りで、国保制度の安定的な運営を図るための各種取組に応じて交付される特別交付金で二百二十三ページ上段の備考欄記載の内容別に交付されたものであります。

二百二十二ページをご覧ください。

第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金の収入済額は九千百四十三万円余りで、国民健康保険税の軽減に対する公費負担分であります。このほか第二節の職員給与費等繰入金から第六節までは、それぞれの節の区分により繰入れしたもので、一般会計繰入金の総額は一億三千九百三十八万七百四十五円となったものであります。

第七款繰越金第一項第一目の繰越金の収入済額は千五百七万四千七百八十四円で、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので二百三十ページをご覧ください。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は三千六百八十三万円余りで、職員人件費及び物件費が主なもので

あります。

二百三十四ページをご覧ください。

第二款保険給付費第一項療養諸費の支出済額は九億千四百五十万円余りで、医療機関での受診や調剤及び補装具等に対する療養の給付に要した経費であり、前年度比一億千三百七十二万円余り、一一・一％の減となったものであります。失礼しました。中段、第二項高額療養費の支出済額は一億四千八百九十二万円余りで、一般被保険者高額療養費が主なものであり、前年度比二千九百四十九万円余り、一六・五％の減となったもののものであります。

二百三十六ページをご覧ください。

第三款国民健康保険事業費納付金は、県が県内市町村全体の保険給付費の見込みを立て、それぞれの市町村の所得や医療実績に応じて、各市町村の納付額を決定するもので、第一項医療給付費分の支出済額は三億二千二十三万円余り、第二項後期高齢者支援金等分の支出済額は一億千四百六万円余り、第三項介護納付金の支出済額は四千七百五十五万円余りで、納付金全体で、四億八千百八十五万五千九百九円となったものであります。

二百三十八ページをご覧ください。

第五款保健事業費の支出済額は二千三百七十七万円余りで、特定健診や疾病予防事業に係る費用が主なものであります。

二百四十ページをご覧ください。

第八款諸支出金第一項償還金及び還付加算金の支出済額は千二百二十万円余りで、保険給付費等交付金の前年度精算による返還金が主なものであります。

なお、被保険者数、医療費や保険税などに係る過去五年の動向につきましては、別冊決算説明資料二十二ページのとおりとなっております。

令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明は以上となります。

○委員長（相坂清志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行いますが、質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。浅利委員。

○浅利直志委員

国保の歳出に関わる部分ですけれども、二百三十四ページ、二百三十五ページの保険給付費といいますか、そこのところの療養諸費のところですけれども、説明では前年度比で一一％ほど減少したということなんですけれども、その理由をもうちょっと詳しく説明をしていただけたらなと思います。

○委員長（相坂清志君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

療養給付費の減でありますけれども、この中で、保険給付費の入院分の保険給付費で前年度比五千九百万円の減となっております。高額療養費のほうも前年度比で二千九百五十万円の減、合わせて八千八百五十万円の減ということで、全国的に医療費は上昇傾向にあるんですけれども、令和七年度の藤崎町の国保の医療費としては、一人当たりの医療費が前年度から三万六千円ほど減少しているということが要因となっております。今後も医療費抑制につながるような重症化の予防や特定健診の推奨、保健指導、生活習慣改善への積極的な介入を図るなど、取組を強化していければと考えております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

医療の高度化、それから医薬品の高額医薬品が出ているというようなこともあって、そう簡単にはずっとそう行くようには思えないのですけれども、被保険者も令和五年度では三千四百五十人ほど、令和七年度は資料によりますと三千百九十六人ほどですから、三百人ほど減っていることにはなっているんですけれども、今後、この面での保険給付費が増えないことを期待しているところでありますけれども、関連して高額療養費の給付分も下がったんだというようなことでしたんですけれども、その理由としては高額医療の対象になったのが減ったというようなこと、単純には考えられるんですけれども、高額療養費のほうも減ったというのは、連動してという意味合いなんでしょうか、その辺、お分かりでしたらご説明願えたらなと思います。

○委員長（相坂清志君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

連動するかどうかという話ですけれども、高額療養費が発生するというケースはほぼほぼ入院のケースが多いということなので、おっしゃるとおりであるということです。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これも歳入のところに関係するんですけれども、ページ数はちょっと分からなくなったんですけれども、概略、歳入のところで、介護保険にもあるんですけれども、保険の給付というか、保健事業を頑張ればそれに応じて頑張ったでしょうという交付金が出るというふうになっていると思うんですけれども、その金額と介護事業者のほうの努力支援給付金といいますか、その内容というのはどういうふうな内容になっていますでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

二百二十三ページの保険者努力支援分というところかと思われますけれども、こちらにつきましては、特定健診、特定保健指導の実施率や、後発医薬品使用割合、収納率向上の状況などに応じて、県のほうで計算して、各市町村に配分されるというような内容となっております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

失礼いたしました。二百二十三ページの保険者努力支援分三百九十八万円ほどというふうになっていて、今、課長の説明では健診だとか、そういう内容というようなことで、そういう保険者の努力に対して三百九十八万円というような

ことなんですけれども、これは大体こんなものなんですか、三百万円ほどとかと、昨年度はちょっと見ていないですけれども、年度ごとには三百万円、四百万円というか、そういうことでこれまでも交付されているものなんでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

別冊の決算説明資料二十二ページのところに、国、県交付金の動向というところで、令和三年度から徐々に減ってきているというところではありますが、毎年この支援金の算定の項目の点数であるとか、項目自体が減っていると、変更になっているということもありまして、このような状況となっております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これで終わりますので、資料にちゃんとあるんですね、見てなかっただけでありまして、大変すみません。

これでいくと令和三年度は七百四十九万円ほど、そして令和七年度になると三百九十八万円ほどって、だんだん下がっていっているということは、初めはおいしいように、おいしい条件をつけていたけれども、だんだん厳しくして、早い話がお金を絞っているとは、絞っている、けちめいていると言えばけちめいているというようなふうにも理解できるんだと思っております。

それで、県の特別交付金、資料の二十二ページにもありますけれども、これは五千万円から三千三百万円ほどになっ

ておるんですけれども、これはどういう基準といいますか、評価で交付されるのでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

被保険者の非自発的失業時の保険税の軽減の額であるとか、医療費適正化、医療費通知を発送することによる経費、適正化に対する取組、各種ヘルスアップ事業に対して、交付されるというような内容となっております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十一号令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

それでは、議案第六十一号令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、

ご説明申し上げます。

まず初めに、令和七年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百七十ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の区分一の歳入総額は二億三千十七万八千四百三十二円、二の歳出総額は二億二千五百五十五万千八百二円となり、三の歳入歳出差引額四百六十二万六千六百三十円は、全額翌年度へ繰越しするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げますので二百五十八ページをご覧ください。

歳入についてでありますが、第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目特別徴収保険料の収入済額は八千五百六十五万円余り、第二項の普通徴収保険料が六千八百七万円余りとなり、収納率は九九％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の収入済額は千七百二十万円余りで、職員給与費等繰入分と広域連合事務費繰入分であります。第二目の保険基盤安定繰入金の収入済額は五千四百十二万円で、保険料の軽減に対する公費負担分であります。

第四款の繰越金の収入済額は三百五十六万九千二百六十円で前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百六十六ページをご覧ください。

第一款総務費の支出済額は千二十八万円余りで、職員の人件費及び業務のための物件費等が主なものであります。

二百六十八ページをご覧ください。

第二款第一項第一目後期高齢者医療広域連合負担金の支出済額は二億千五百二十四万円余りで、内訳として、備考欄に記載の保険料等負担金が二億六百八十一万円余りで、町で収納した保険料及び保険料軽減額に対する保険基盤安定負担金相当を広域連合へ納付するものであります。

次に、広域連合事務費負担金は八百四十三万円余りで、広域連合職員の給与費等に係る町負担分であります。

なお、被保険者数、医療費や保険料などに係る過去五年間の動向については、別冊の決算説明資料のとおりでありま

す。

令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明は以上となります。

○委員長（相坂清志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

それでは、議案第六十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和七年度の実質収支について説明申し上げますので、決算書三百十二ページをお開き願います。

令和七年度の決算は、歳入総額が十八億八千六百六十四万千五百十九円、歳出総額が十八億千九十九万五千二百四十三円となり、歳入歳出差引額七千五百六十四万六千二百七十六円は、全額介護保険財政調整基金へ積立てしたものであります。

続いて、決算の概要につきましてご説明申し上げますので、二百八十四ページをお開きください。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目第一号被保険者保険料の収入済額は三億六千百四十九万千五百四十四円で、徴収率は九六・三八％、昨年度が九六・一七％でしたので、同水準で推移しております。なお、二年の時効などによる不納欠損額は十三名分で九十四万七百四十四円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は三億八百九十五万五千八百五十円で、居宅介護給付費用に対する二〇％分と、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金でございます。第二項国庫補助金、第一目調整交付金の収入済額は一億千八百五十一万円で、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準、給付費の状況を調査した結果により交付されたものであります。

二百八十六ページに移りまして、第四款支払基金交付金第一項第一目介護給付費交付金の収入済額四億四千四百四十万四千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する二七％分の法定負担金であります。

第五款県支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億四千二百五十六万九千百五十円で、居宅介護給付費に対する一二・五％分と、施設等介護給付費に対する一七・五％分の県の法定負担金であります。

二百八十八ページに移ります。

第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金の収入済額は二億千六百八十万円で、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。

二百九十ページをお開き願います。

第二項基金繰入金第一目介護保険財政調整基金繰入金の収入済額は五千六百二十三万八千円で、財源補塡及び前々年度の精算により生じた返還金のため、基金を取り崩し、繰入れしたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので二百九十八ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は四千百七十八万七千四百五十四円で、職員人件費が主なものであります。

三百二ページをお開き願います。

第二款保険給付費第一項第一目介護サービス等諸費の支出済額は十五億千二百五十七万九千八百八十三円で、要介護認定を受けた方が、利用したサービス給付費であり、前年度比で三・五九％の増となったものであります。特に内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億七千二百九十四万八千七百十二円で、前年度比一・〇四％の増、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億七百六十九万六千五百六十五円で、前年度比一・〇四％の増、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が五億六千三百九十四万八千五百四十八円で、前年度比八・七％の増となったものであります。第二目介護予防サービス等諸費の支出済額は千三百三万七千四十円で、要支援の認定を受けた方が利用した介護予防に係る費用で、前年度比三・九％の減となったものであります。

三百四ページに移りまして、下段にあります第三款地域支援事業費の第一項第一目介護予防生活支援サービス事業費の支出済額は三千四百十七万五千三百八十九円で、前年度比では一・七％の増となったものであり、費用の主なものとしては、三百七ページに移りまして、右側、備考欄において、上から五つ目の訪問型及びその下の通所型サービス給付となっております。同じページの中段付近、第二項一般介護予防事業費は、げんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業などを実施し、次の第三項包括的支援事業任意事業費の第一目の任意事業では、三百九ページに移りまして、右側、備考欄の上から二つ目、成年後見制度利用支援助成金が主なものであります。次の第二目在宅医療介護連携推進事業費から、第四目の地域ケア会議推進事業費までは、町社会福祉協議会への各委託料が主な費用となるものであります。

第五款諸支出金では三百十ページに移りまして、第一項第二目償還金は、介護給付費の精算による国県等への返還金で三千七百四十三万五百四十八円となり、第三項繰出金の支出済額二千百二十九万四千三百二十八円は、返還金同様に介護給付費の精算により返還の意味で一般会計に繰り出すものであります。

最後に、被保険者数、要介護認定者数、給付費及び保険料に係る過去五年の動向につきましては、別冊の決算説明資料でお示ししております。

令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

○委員長（相坂清志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百八十四、二百八十五ページに関わる国庫支出金についてであります。

国庫支出金について、全体としては四億四千七百四十九万円ほど支出され、認定が求められているんですけれども、その中で調整交付金についても三億八百九十五万円ほど計上されているんですけれども、先ほど課長のほうから説明があったんですけれども、この調整交付金の内容、交付の基準といいますか、その辺について、取組状況だとか、軽減割合だとか、どういう内容を基準にして交付されているのか説明していただいたんですけれども、もう一度再確認の意味で詳しく説明していただけたらなということであります。

○委員長（相坂清志君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

調整交付金の一億千八百五十一万円につきましては、国が全国的な調査に基づいて、各市町村の高齢化率ですとか、保険料の基になる所得水準、給付費の状況、これらを総合的に取りまとめた結果、普通調整交付金の交付割合というものを算定します。それとあと、全国的な調整率というものを掛け合わせたものが交付金として算定されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど質問の中で金額を私、間違えましたので訂正はさせていただきます。調整交付金の分は一億千八百五十一万円ほどでございました。

それで、高齢化率だとかを主な基準、財政状況などを基準にして、調整交付金が算定されているというようなことなんですけれども、これを調整交付金の今後の見通しというか、結局、介護保険の場合、今、この間、例えば要支援の軽いほうはもう自治体でやってもらうとか、様々切捨てってば、切捨てまでいかないけれども、削減して介護保険の対象外にするとか、あるいはまた、特養に入れる人は介護度三ですよね、三以上でなければ駄目ですよというようにそこを制限をかけるというようなことも続いてきたわけですけれども、この調整交付金、今後、大幅に増えるとか、そういう、今、令和八年度、今年で九期といいますか、そういうのが終わるわけですけれども、十期の計画も練り直して、練り上げようとしているわけでしょうから、調整交付金というのは大幅に増えるとかそういう見通しはないものなんでしょうか、あるいはまた、現状のままなんでしょうか。どういう認識、受け止めの状態なんでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

調整交付金の、まず、これまでの実績としましては、令和五年度が一億二千百九十七万五千円、令和六年度が一億二千三百三十一万五千円ということで、令和七年度は、それらに比べると減っているという現状でございます。

ただ、これにつきましては、あくまで町の給付費に対する国の算定した交付割合で乗じるものでございますので、委員がおっしゃった総合事業への取組ですとか、入所に当たっての要介護三以上とか、そういったところについては、加味されるところではございません。九期の事業計画においても、今年が改定の年となりますが、調整交付金についてはあくまで国が算定するものなので、同水準程度で推移するものというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百八十七ページなんですけれども、システム改修、二百八十七ページに、介護保険の中のシステム改修事業費についてなんですけれども、システム改修事業費補助金として九十万七千円ほど、システム改修というのは絶えずつきまとい、絶えずやっていかないと仕事ができないという段階になっているんですけれども、こういうシステム改修に対する二百八十七ページの歳入面で九十万七千円というふうになっておりますけれども、歳出面ではこの倍までいかないけれども百五十万円ぐらい支出しているように思っているんですけれども、このシステム改修事業補助金という

のは、どういう基準で補助されているものなんでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

システム改修事業費の補助金につきましては、前提としてはシステム改修に係る費用の二分の一というふうになります。今回、実支出額に対して二分の一でないのは、改めて精算されるものという認識でございます。

また、介護保険におけるシステム改修は、税制改正等の介護保険料の対応とかで必要なシステム改修でございました。

また、介護報酬の改定等の部分にも対応するものとなっております。

また、今後、介護情報の基盤整備といって、データがデータ化される見込みもありますので、それについても連携していく必要があるというふうに対応しております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

質問はこれで終わりたいなと、三問目ぐらいになりますんで。

二百九十九ページ、歳出のところですけれども、その中の一般管理費についてなんですけれども、会計年度任用職員報酬九百二十三万円ほど、これは何人分で、一般職員給は千二百五万ほどになっている、これは何人分なんでしょうか。後ろのほうにある、分かるのか、そうなのかもしれないですけれどもお聞きしたいと思います。

これ、介護保険については、この分の人数の職員でやりくりしているが通常の姿なのでしょうかお聞きいたします。

○委員長（相坂清志君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えします。

介護保険における会計年度任用職員は、令和七年度は四人分でございます。お二人分が介護保険の認定調査に係る二名分で、お二人が事務ということです。

以上です。

失礼しました。一般職員については四人分でございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

介護保険特別会計、介護保険制度についてはスタートしてから、私も記憶あるんですけれども、昨年で二十五年、二〇〇〇年スタートだと思いました二十五年ほどたっております。そういう意味で、今までも様々減らすものは減らして、

財政的に何とか国の負担、地方自治体の負担、県の負担で五割五割でやりくりしてきたわけですけれども、制度的にも、保険者の負担も限界に来ているのかなという思いをしております。

それでは、介護保険特別会計令和七年度の認定に同意できない理由について、詳しくは本会議で述べたいと思いますけれども、一つは、歳入における、一つはというか、歳入における国庫負担金三億八百九十五万円、調整交付金が一億三千八百五十四万円ほどになっておりますけれども、介護の従事者への処遇の改善、抜本的な改善や、あるいは特養対象者を元に戻すことなど、介護の改善、安心できる制度をつくるには、国の負担割合を五％程度増やすことによって、対応していくことが必要ではないかということから、本会計の認定に同意できません。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上委員。

○三上道人委員

私は、本議案第六十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件について、賛成するものであります。

本決算は、まず、歳入において、令和六年度から保険料を十三段階へと多段階へ移行し、高所得者の方から相応の負担を求めるほか、国、県の給付費負担金などの財源の確保に努めており、また、支出においては、保険給付費が増えながらも、これは介護サービスが必要な方への給付を適正に行っているものであり、第九期事業計画の範囲内で推移しているものであると考えます。

また、介護予防生活支援サービス事業において、通所型サービスなどの充実が図られているほか、一般介護予防事業として、介護予防教室の取組が広く町民に浸透していることや、成年後見人制度の利用支援にも取り組んでいることは

高く評価できるものであります。

さらに、決算収支や基金の繰入れなど、総じて適正に処理されていることから、議案第六十二号に賛成するものであります。

○委員長（相坂清志君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（相坂清志君）

起立多数であります。よって、議案第六十二号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十三号令和七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第六十三号令和七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、決算書の三百三十ページをお開きください。

初めに、令和七年度藤崎町水道事業報告書の一、概況（一）総括事項の、イ給水の状況についてご説明申し上げます。

令和七年度の給水戸数は五千六百七十四戸、給水人口は一万三千九百八十五人で、普及率は九九・七％となりました。

年間総配水量百四十五万七千十一立方メートルに対する有収水量は百二十一万九千七百三十三立方メートルで、有収率は前年度に比べて〇・三％減の八三・七％となったものであります。

ロの経営収支の状況についてですが、本年度の収益的収入及び支出における収入決算額は三億五千七万二千六百九十二円、支出決算額は二億九千八百十六万四千八百十八円であり、収支差引き五千百九十万七千八百七十四円の純利益を計上したものであり、この純利益は、次年度以降の企業債償還に充てるため減債積立金に全額積み立てるものであります。

次に、資本的収入及び支出における支出決算額は六千七百六十七万六千五百三十一円で、収入決算額が三百八十一万八千七百六十円であり、支出決算額に対して不足する額六千三百八十五万七千七百七十一円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や、減債積立金で補塡しております。

次に（二）の経営指標に関する事項でありますが、一〇〇％を超えていることが望ましいとされ、経営の健全性を示す指標である経常収支比率は一一七・四％、そしてこちらも一〇〇％を超えていることが望ましいとされ、料金水準の妥当性を示す指標である料金回収率は一一二・五％となりました。

また、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である有形固定資産減価償却率は七六・三％となったものであります。

次に、三百三十三ページをお開きください。

収納の状況についてご説明申し上げます。

三百三十三ページ、下段の表になりますが、ロ収納の状況の表の一番上、未収金合計額の欄をご覧ください。

令和七年度の未収額は、現年度分が九百四十三万円余りで、収納率が九七・五％、過年度分が二千二百七十九万円余りで収納率が二九・〇％、未収額の合計は三千二百二十二万円余りで、収納率九二・一％となったものであります。

次に、企業債の残高についてご説明申し上げます。

三百三十五ページをお開きください。

令和七年度末企業債残高は合計で一億八千九百四十四万円余り、借入先別では財政融資が一億六千五百七万円余り、地方公共団体金融機構が二千四百三十六万円余り、市中銀行及び市中銀行以外の金融機関については、償還が終了し、未償還残高はゼロとなったものであります。

三百三十七ページをお開きください。

ここから、収益費用明細書の主なものについてご説明申し上げますが、決算額については全て消費税及び地方消費税を除いた額であります。

まず、収益についてご説明申し上げます。

収益総額は三億五千七万円余りとなりました。第一項営業収益三億二千四百七十五万円余りのうち、第一目給水収益は三億二千四百二十一万円余りで、水道料金が三億千三百七十二万円余り、メーター使用料が千四十八万円余りであります。第二項営業外収益二千五百三十一万円余りのうち、主なものは第二目第一節一般会計補助金の水道事業基本計画見直し等業務千三百四十七万五千円であります。

次に、費用についてご説明申し上げます。

三百三十八ページをご覧ください。

費用総額は二億九千八百十六万円余りとなりました。第一項営業費用二億九千三百七十一万円余りのうち、第一目浄配水費は一億七千五百七十九万円余り、第四節委託料三千百八十八万円余りで、主なものは、上水道台帳更新業務委託料三百八十万円、水道事業基本計画見直し等業務委託料二千四百五十万円などであります。第六節修繕費は千四百二十四万円余りで、主なものは、メーター取替工事費四百五十八万円余り、交換用メーター修繕費三百三十四万円余りなど

であります。第七節動力費九百十万円余りは、浄水場の運転に係る電気料であり、第九節受水費一億二千五十一万円余りは、水道事業団から水を買い入れるための費用であります。第三目総係費は四千九百三十六万円余りで、このうち、第一節の給与から三百三十九ページ、第六節法定福利費引当金繰入額までは、職員給与関連の費用が主なもので、合計で二千九百四十一万円であります。第十二節委託料は千九万円余りで、主なものは、水道メーター検針業務委託料五百五万円余りのほか、公営企業会計システム保守業務委託料二百五十八万円などであります。次に、三百四十ページをお開きください、第四目の減価償却費は六千七百四十万円余りで、有形分が六千三百三十八万円余り、無形分が四百二万三千円であります。第二項営業外費用は四百三十八万円余りで、これは第一節企業債利息であります。

三百四十一ページをご覧ください。

資本的収入支出明細書の主なものについてご説明申し上げますが、決算額については全て消費税及び地方消費税込みであります。まず、収入についてご説明申し上げます。収入は三百八十一万円余りで、消火栓更新工事に対する一般会計負担分であります。

支出は総額で六千七百六十七万円余りとなりました。第一項建設改良費第一目浄配水設備費第一節工事請負費は千九百二万円余りで、その内容としましては、消火栓更新工事が三百六十九万円余り、常盤浄水場ユニットポンプ更新工事費が七百三十万四千円、矢沢地区配水管布設替工事費が八百三万円であります。第三項第一節企業債元金償還金は四千六百九十九万円余りであります。

令和七年度水道事業会計決算の概要については以上であります。

○委員長（相坂清志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。三上委員。

○三上道人委員

一点だけ。三百三十八ページ、水道事業基本計画見直し等業務委託料二千四百五十万円とあります。これ、すみません、内容についてお聞きいたしたいんですけれども、お願いします。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの計画ですが、三つの計画を委託したものでございます。

一つ目が水道事業基本計画、それから二つ目が水道事業アセットマネジメント、それから三つ目が、水道管耐震化計画です。

水道事業基本計画ですが、これは安全な、安心した水の供給に必要な計画を組むというもので、人口や給水需要、それから管路施設などを網羅したものの基本計画をつくるというものでございます。

続きまして、アセットマネジメントですが、こちらは水道施設を効率的かつ効果的に管理運営するための計画でございまして、更新時期や維持管理に必要な金額等を算出するためのものでございます。

耐震化計画は、文字どおり耐震化をしていくための計画でございます。

この三つを今回まとめて発注したのが、先ほど質問のありました基本計画等見直し等業務委託ということになります。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐　忍委員

三百三十二ページ、（一）業務量のほうの有収率ですが、常盤地区に比べて藤崎地区が、有収率が非常に低いのは、藤崎地区のほうが管の老朽化が進んでいるということでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

有収率の低さは一概にその管の老朽化ということではないんですが、今、委員おっしゃったように、管の老朽化の影響はすごくあると思います。常盤地区と藤崎地区の比較ということであったんですけれども、管の古さからいうと、やはり藤崎地区のほうが古い管、常盤地区に比べてですけれども、古い管が若干多いというのはございます。

ただ、一般的に管の寿命は四十八年というふうに言われているんですが、寿命が来たからといって漏水している、漏水につながるということではございませんので、古いから漏水しているのかということでもございません。

ただ、この漏水につきましては、昨年度も質問を頂戴したんですけれども、昨年度は県のほうが音頭を取って広域で漏水調査をやるということで、そちらのほうに当町でも乗りたいなというふうに思っていたんですが、それがちょっとなくなってしまったということから、来年度、あるいは再来年度には当町独自で漏水調査をやる必要があるというふうに考えています。

先ほどご質問のありました基本計画等見直し業務の発生で、現在、アセットマネジメントのほうで、漏水検査の計画を盛り込めていけないかということで計画しているところでございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

三百三十八ページの水道事業基本計画見直し等業務委託料、三上議員が質問しておりましたけれども、その中で三つ目の水道管の耐震化計画といいますか、その辺と今、この漏水調査も独自にしなきゃというようなこともご説明があったんですけれども、この三の水道管耐震計画というのは、成果品としてペーパーで納付されておるんですか。ペーパー及び何かのデータといいますか、そういうものとして、どういう成果品として収まっているんでしょうか。私も帰る途中、水道課もありますんで、見に行きたいものだと思っておりますけれども、どういうふうな形で成果品は収まっておるんでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

先ほどもご質問を頂戴しましたけれども、こちらの基本計画、三つで一つの発注という形になっておりますので、形としましては、約十五センチから二十センチくらいの厚さのファイルで、一つの計画になってございます。

データがほとんどですので、データでよろしければお見せできることは可能です。

ただ、今その計画を基に重要配管、何度か私、説明させていただいたかと思うんですが、重要配管を指定して、どの順序でどこから耐震化を組んでいけばいいのかというのを今、業者のパソコンというか、コンピュータを使ってシミュレーションをお願いしているところです。仮に耐震化の工事、管の工事は当然、断水を伴うことも考えられますが、なるべくであれば断水しない形で耐震化を進める必要がございます。そのため、どこからどういう順序でやっていけばいいのかというのを今計画を組んでいるところでございます。

つけ加えさせていただければ、その計画をやったときに、町の水道財政がもつのかということも危惧されるかと思い

ます。それに対しまして、現在、経営戦略というものを策定中で、向こう十年、二十年間、いろいろな設備の更新をしていった場合に、今の水道料で水道事業がもつのかということの試算も併せて行っております。それらがまとまりましたら、委員の皆様方のほうにもお示しできるかと思っております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今説明受けましてね、前にも聞いた記憶もありますし、なんですけれども、じゃあ例えば三つの要素でできた二つ目がアセットマネジメントといいますか、経営上の問題、水道料金、財政の問題なども含め、そして三つ目は具体的には、水道課でやる耐震化計画について、課長のお話ではデータがあるんですと、見に来ても、そのデータを見たいならいいですけれどもというようなお話なんですけれども、だけれども、課長のさらに説明では、どこからどういうふうにしてこの耐震工事をやっていけばいいかということを、今、どういう手順でやればいいか検討しているところですというようなお話で私は受け止めたんですけれども、何か二千四百万円も出すわけだから、それやるための手順はこういうところから優先してやったらどうだという指標というか、二千四百万円のうちの四百万円ぐらいはそういう手順はこういうふうなことでやっていったらいいですよというのも含めて業務を委託してるんじゃないのかなというふうにも思うんですけれども、実際はそれを課長なり、職員が検討してやり始めてるんだというようなことなんですけどもね。何か業務委託というよりも水道耐震化なら耐震化の実態調査というか、そういうものに主に置いているのがこの調査委託料二千四百五十万円なんですか。三つあるのは分かりますけれども、具体的に水道管の耐震化を実行する計画の委託の成果品の中にはその手順というか、こういうふうにやっていくべきだとか、その指標というかそういうのはないんですかとい

うことです。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

すみません、私の説明不足だったかと思います。

今委員ご質問のありました手順ですけれども、これは今業者、委託先がやっております。データとしての完成品はもらっているので、そこをさらにブラッシュアップした形で、委託期間は終わっているんですが、それをこちらのほうでこういうふうにデータというか、データを基に計画が欲しいというようなことをお願いして、作業は委託業者のほうでしております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。千葉委員。

○千葉孝蔵委員

三百三十ページの給水戸数は五千六百七十四戸とありますが、こっちの町の総世帯数が六千百六十八世帯あるんですよ、そこの九九・七％をやると、六千百戸ぐらいになるんですよ、その違いは何でしょう。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

いわゆる給水の行政面積といいますか、町全体の戸数ではなくて、水道管を張り巡らしてある区域の人口という形に

なります。なので、そこから外れていて、例えばその井戸を使っていらっしゃるとかという形になると、この数にはカウントされないということになります。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

収益的費用の明細、三百三十七ページのところなんですけれども、この他会計補助金の中の一つ一般会計補助金の中で、簡易専用水道移譲事務交付金十五万円ほど計上されているんですけれども、これは簡単に言えば、どこのどういう箇所、どういう内容の交付金なんでしょうか。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらは一般会計からの補助金という形で記載しておりますが、その原資となっているのは、県からの移譲交付金でございます。従来、県のほうが行っていた業務を町村でやることになったために町村に交付されているというものです。こちら、簡易専用水道というのがございまして、例えばこの役場庁舎、あるいはイオン藤崎店、文化センターなど、一旦水をタンクにためて使っているという施設で、その量が十立方メートルを超えるものに関して、きちんと清掃しているかとか、検査をチェックするということの業務の移譲事務になってございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三百四十一ページの資本的収入支出の消火栓更新工事費三百六十九万円、これは計画的に更新していくのか、これ今年度なのか。その件数と今後の方針を伺います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

消火栓の更新工事ですけれども、これすみません、消火栓の工事は私ども水道課で行いますが、管理のほうは実は防災、総務課のほうで行っております。共同で行うというのが法律上決められているものでございます。

計画的な更新かどうかというご質問がございましたが、今のところ計画的な更新というよりは、使えなくなったからとか、何かしら障害で動かさなければならないといった形での更新が主でございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十四号令和七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第六十四号令和七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要を申し上げます。

決算書の三百六十四ページをご覧ください。

初めに、令和七年度藤崎町下水道事業報告書の一、概況の（一）総括事業、イの下水道事業の整備率及び加入率の状況についてご説明申し上げます。

公共下水道事業の加入率は前年度より一・七％増の八六・四％、農業集落排水事業の加入率は、前年度より二・三％増の八二・三％となりました。

ハの経営収支の状況ですが、本年度の収益的収入及び支出における収入決算額は五億六千八百六十七万二千百七十一円、支出決算額は五億四千百六十六万五千百三円で、収支差引き二千七百万七千六十八円の純利益を計上したものです。この純利益は前年度までの繰越欠損金に充当するものであります。

次に、資本的収入及び支出における支出決算額は四億三千二百四十二万六千百九十二円で、収入決算額は二億五千三十七万円となり、その不足額一億八千二百五万六千百九十二円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして三百六十五ページをご覧ください。

（二）経営指標に関する事項についてご説明申し上げます。

まず、公共下水道の経営指標の推移の表をご覧ください。

令和七年度の経常収支比率は一〇四・二％、経費回収率は九七・一％、有形固定資産減価償却率は三七・九％となっております。

同じく、農業集落排水事業の経営指標の推移の表をご覧ください。

経常収支比率は一〇五・九％、経費回収率は八六・一％、有形固定資産減価償却比率は五六・一％となっております。

次に、三百六十九ページをお開きください。

ロ、収納の状況についてご説明申し上げます。

表の一番上、未収金合計の欄をご覧ください。

令和七年度の未収額は、現年度分が四百四十七万円余りで、収納率が九九・三％、過年度分が七百二十二万円余りで収納率が三四・五％、未収金の総合計額は千百七十万円余りで、収納率は九八・三％となったものであります。

次に、企業債の残高についてご説明申し上げます。

三百七十一ページをご覧ください。

（二）企業債及び一時借入金の状況の下段の表、ロの企業債の残高の表をご覧ください。

令和七年度末企業債残高は、合計三十六億百五十六万円余りで、借入先では、財務省が十七億三千四百九十六万円余り、かんぽ生命保険が九千五百二十八万円余りなどとなっております。

次に、三百七十四ページをお開きください。

ここから収益費用明細書の主なものについてご説明申し上げます。

まず、収益についてであります。

収益総額は五億六千八百六十七万円余りとなりました。第一項営業収益二億六十一万円余りのうち、第一目下水道使用料が一億七千五百八十八万円余りとなっております。第二目雨水処理負担金二千九十六万八千円は、一般会計から繰入れしたものです。第四目その他営業収益三百七十五万円余りのうち、第二節雑収益三百十六万円余りは、令和六年度分の岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金であります。第二項営業外収益三億六千八百五万円余りのうち、第二

目他会計補助金二億千五百三十五万八千円は、一般会計から繰入れしたものであります。次に、三百七十五ページに移りまして、第四目長期前受金戻入一億五千百六十八万円余りは、資産を取得したときの国庫補助金等を減価償却費相当分として処理するためのもので、現金収入を伴わない帳簿上の処理であります。

次に、費用についてご説明申し上げます。

三百七十六ページをご覧ください。

費用総額は五億四千百六十六万円余りとなりました。第一項営業費用五億三百三十八万円余りのうち、第一目管渠費は四千四百八十三万円余り、そのうち第四節委託料は二千四百十七万円余りで、主なものは、公共下水道では、汚水管清掃業務委託料が七百万円、農業集落排水事業では、同じく汚水管清掃業務委託料が六百二万五千円などとなったものであります。第六節修繕費は千四百六十七万円余りで、主なものは、公共下水道事業の銅屋森機場マンホールポンプ更新工事費二百五十万円、公共下水道管渠更生工事費三百三十万円などであります。次に、三百七十七ページをご覧ください、第二目処理場費は六千五十八万円余りとなりました。第五節委託料は二千六百三十五万円余りで、主なものは、汚水処理施設維持管理業務委託料が二千六十七万円余りであります。第九節動力費千八百万円余りは、処理場の運転に係る電気料であります。第四目第一節流域下水道維持管理負担金四千九十万円余りは、岩木川流域下水道事業の維持管理に係る町負担分であります。第五目総係費三千二百九十八万円余りのうち、第一節給料から三百七十八ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの二千九百八十万円余りは、職員給与関連の費用であります。第六目減価償却費は三億二千四百八万円余りで、有形分は三億九百七十三万円余り、無形分は千四百三十五万円余りとなっております。

第二項営業外費用三千八百二十二万円余りは、企業債利息が三千六百八十八万円余りであります。

次に、三百八十一ページをお開きください。

ここから資本的収入支出明細書の主なものについてご説明申し上げます。

まず、収入について申し上げます。収入総額は二億五千三十七万円となりました。第一項企業債二億四千七百五十万円のうち、第一節下水道事業債は二千三百二十万円、第二節資本費平準化債は二億二千四百三十万円となっております。

次に、支出についてご説明申し上げます。

支出は総額で四億三千二百四十二万円余りとなりました。第一項建設改良費は二千二百七十三万七千円であり、その内訳は、第一目第一節委託料の雨水出水浸水想定区域図作成業務委託料五百七十九万七千円、第二目流域下水道建設負担金の岩木川流域下水道事業建設負担金千六百九十四万円となっております。第二項企業債償還金は四億九百六十八万円余りは、企業債元金償還金であります。

令和七年度下水道事業会計決算の概要につきましては以上となります。

○委員長（相坂清志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三百六十四ページの概況のイの下水道事業整備率及び加入率の状況について伺います。

公共下水道、農業集落排水、両事業ともいまだに加入率が八六・何％とか、農業集落排水の八二・三％と、低い状況となっているという表現を毎年のようにしているんですけれども、これは加入率向上のための何か取組とかってやってるんですか。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

確かにちょっと恥ずかしながら毎年低い状況となっておりますという表現を使わせていただいております。

加入率促進のために今までですと、秋まつりで下水道のことを理解いただくためのコーナーを設けて、来場者の方に下水道のことを宣伝させていただいたり、広報等を使って加入促進をしているというようなところでございます。

恥ずかしながらそれ以上のことはちょっと今のところできておりませんので、今後とも加入してない方が分かりましたら粘り強く勧めていきたいとは思いますが、何といいましても、加入するために水洗化の工事をするというお金が伴いますので、そこを私どものほうから無理にするということもできませんので、ちょっとジレンマを感じているところでもございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

加入率向上のために、例えば、加入率の低い地域に出向いてＰＲするとか、加入の水洗にする目的をアピールするとか、そういう取組が必要かと思うんですけれども、目標とする数字は何％ぐらいとしているのかその辺があればお願いいたします。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

課内で明確な目標値というのはつくっておりませんけれども、ここの報告書に載せるのであれば、現在は八六・四％、あるいは、すみません、九〇％をまずは目指していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

資本的収入支出明細書の支出の中の……（「浅利委員、ページ数をお願いします」の声あり）三百八十一ページです。

施設改良費の委託料で雨水出水浸水想定区域図作成業務委託料五百七十九万円というふうになっているんですけれども、これはどういう区域の雨水の出水の図面なのかどうか、図面作成業務を委託しておったのかと、その成果品というのは具体的に町の総務課で発行してる水害の防止、水害マップといいますか、ああいうものと被らないのか、全く別個の地域のことなのか、その辺のこの五百七十九万円の想定区域図作成の内容というのはどういう内容なのかということをご説明願いたいと思います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

まず、こちらのハザードマップですけれども、タイトルにありますように、雨水出水、例えば昨今のニュースで伝えられているような大雨によるものによる浸水が主な対象になってございます。委員言われたような、総務課でつくっているハザードマップは、川の洪水とかのものになりますので性質が違うものというものでございます。

それと今回のハザードマップですけれども、こちら国交省の補助金でつくっておりますので、都市計画内、公共下水道の範囲内のものだけを作成したものとなってございます。こちら、議員各位には配付されていると思いますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

浅利委員。

○浅利直志委員

報道などで極端な場合はマンホールから噴水のように噴き出している、そういうおそれなり、ハザードマップを作成しているというようなことなんで、議員には配付しているということでしたけれども、私は申し訳ないけれどもちょっと記憶に残っていないので、確認してみたいと思っております。

その下の流域下水道建設負担金、これについて岩木川流域下水道事業建設負担金千六百九十四万円、この建設負担金、毎年これぐらいの規模だったのかなというふうに思っておりますけれども、岩木川流域下水道事業というのを広域でやっているわけですけれども、昨年度または今年度だとか、新たに事業を展開していくとか、そういうような事業計画というのはあったんでしょうか、その辺ご承知でしたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの建設負担金ですけれども、令和六年度と七年度の決算では額がかなり大きくなっているかと思います。

それは流域のところに肥料化施設をつくる関係で、下水道の負担金が多くなっておりました。なので、令和八年度の予算では五百九十六万円だけの予算になっております。ですので今大きな施設が終わりましたので、今後、事業展開があるかという質問でしたが、大きな事業展開というのは聞いておらず、これまでの施設の修繕とかは予定しているということでございました。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は三百七十六ページです。

その中の修繕費の中の公共下水道管渠更生工事費三百三十万円ほど記載してるんですけれども、この更生工事というのは、一般的に事故、故障があって、何ですか、新たに入れ替えるんじゃなくて、例えば中を内側から修繕するとか、そういうふうな感覚で捉えるんですけれども、それとも定期的な管渠の内部の清掃工事だったのか、管種、口径も含めてお答えください。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの管渠更生工事ですけれども、定期的に行っている清掃の結果、ひび割れ等が発見されたところを重点的に行っている更生工事でございます。

委員ご指摘のとおり、この近辺の管ですけれども、陶管とか、それからすみません、今ちょっと名称思い出せないんですけど、そういった実はちょっと古いタイプの管が入っておりまして、化学的な変質とかには強いんですけれども、ひび割れとかが見られるということで、管の清掃工事をした際に見つかったひび割れ等を更生するための更生工事をしているところでございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

奈良委員。

○奈良完治委員

具体的に交通量とかいろいろ絡んでくると思うんですけども、場所と、先ほどお聞きした管種は陶管とか、コンクリート管、どっちかとは思うんですが、口径はどのぐらいのものか、再度伺います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちら今年度やった場所は、イオンとそれから児童公園の間のところです。実際に更生工事を行った距離ですけれども、反転形成工法で二十六・七五メーター行っております。

以上になります。

○委員長（相坂清志君）

奈良委員。

○奈良完治委員

それこそ下水道の場合は、当然有毒ガスとか、いろいろ、それから断水の関係とか、圧力の関係で、そういうふうに管、そのほかポンプとか、いろいろ修繕費膨らむのは理解できます。

一つ伺いたいのは、例えば今、葛野の児童公園の話出たんですけれども、一応それこそコンクリート管、陶管、ビニール管以外の使っている場所を一応上下水道課のほうで把握してるのか、それから農集排のほうはほとんど恐らく塩化ビニール管だと思うんですけども、陶管とか、コンクリート管使ってる場所があるか、ちょっとその辺、伺いたいと思

います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

委員おっしゃるとおり農集排のほうはほとんどビニール系の管です。この陶管が使われているのが、公共下水道の、いわゆる藤崎地区の都市計画の区域になります。ですので、毎年、こちらのほうを計画的に清掃して、先ほど申し上げた管のひび割れとか探したら、見つかりましたらそこを補修するというやり方で対応しているものでございます。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これで最後にしたいと思います。

三百七十七ページの費用の部分、三百七十七ページの中で、農集排の修繕費七百七十三万円で中野目の浄化センターの高圧ケーブル修繕工事九十八万円ほどとなっているんですけれども、そのほかが六百七十五万円ほどというようなことで、六百七十五万円ぐらいで済んでるのかなという受け止めもあるんですけれども、一番多くかかったのでこの九十八万円ほどだというようなことでこの中野目地区のところを明記したのかなとも思うんですけれども、このその他の緊急時修繕費、これは何件ぐらいで、最高の修繕箇所というのはどれぐらいの金額になっているものなのでしょうか。おおよそでも分かっていましたらお知らせをくだされればと思います。

○委員長（相坂清志君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

まず、修繕費の中野目のところだけそのタイトルが出ているということなんですが、こちら、計画的に修繕ができるという状況でしたので、タイトルを上げて予算化させていただいたというものになります。

もう一方の六百七十万円余りの各処理施設の緊急修繕ですけれども、その名称どおり、もうその年度が始まって、それから処理施設を運転している中で生じた故障に対して対応しているものになります。

昨年、令和七年度分ですけれども、全部で十一件ほどの修繕をしてございます。

お尋ねにあった最も高額なものですが、流用調整ポンプの修繕の七十四万円、これが一番高額になっております。

以上です。

○委員長（相坂清志君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相坂清志君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉　会　午前十一時四十七分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委　員　長　　相　坂　清　志